

朝日小学校いじめ防止基本方針



2025年4月
三重郡朝日町立朝日小学校

はじめに

本校では、朝日町いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこう取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「朝日小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。併せて、「いじめが起こった場合のフローチャート」や「朝日小いじめ防止対策年間計画」も示しました。

また、平成30年4月1日に三重県いじめ防止条例が施行されたのを受け、一部見直しを実施しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、豊かな人間力や心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

また、児童の尊厳を保持するとともに、児童が健やかに成長し、安心して生活できる学校を目指します。併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていきます。

（１） 「授業づくり」において

① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

② 自尊感情が育つ「授業づくり」

個々に応じた指導の充実を図ったり、仲間とともに課題解決をしながら高めあう場をつくったりすることで、児童が充実感を味わい自信がつく授業を目指します。

③ 「話す・聴く・話し合う力」を高める「授業づくり」

相手を意識した聴き方・論理的な伝え方を、授業を通して学び、力をつけることでお互いを認めあえる関係づくりを目指します。

（２） 「集団づくり」において

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることでできる規範意識について共通認識を図っています。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、豊かな人間力や心の通じ合うコミュニケーション能力を育むよう、なかよし班を作って異学年交流を行っています。また、児童の主体的な活動を重要な取り組みとして位置づけ、重点目標を決めて、代表委員会が中心となり、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

- (1) 朝日町いじめ防止基本方針に則って、いじめ防止に取り組みます。
- (2) 「いじめが起こった場合のフローチャート」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にします。
- (3) 教職員の言動が児童に大きな影響を与えることを認識し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための、なかまづくり研修会を実施しています。さらに、町の人権講座や外部の人権研修会にも参加して、人権感覚を磨きます。
- (4) 代表委員会の啓発活動の一環として、「ピンクシャツ運動」等を行うなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (5) 各種相談機関を周知します。

①四日市人権センター

いじめ・人権に関する相談【354-8610】

月曜日～土曜日 9:00～12:00／13:00～16:00

②四日市こども未来課青少年育成室

問題行動・いじめ・家庭教育・虐待等【352-4188】

平日 8:30～12:00／13:00～17:15

③北勢児童相談所

児童虐待・問題行動・不登校・養護等【347-2030】

平日 8:30～17:15

④北勢少年サポートセンター

問題行動・いじめ・被害少年の悩み等【354-7867】

平日 9:00～17:00

⑤三重県教育委員会事務局研修企画・支援課教育相談班

※教育相談

【電話】059-226-3729

月水金 9:00～21:00・火木 9:00～17:00（年末年始を除く。）

【来所】（要予約）059-226-3729

月水金 9:00～21:00（予約受付は20:00まで）

火木 9:00～17:00（予約受付は16:00まで）（年末年始を除く。）

※いじめ電話相談

【電話】059-226-3779（毎日24時間）

※ 体罰に関する電話相談

【 電話 】 059-228-0032

月水金 9:00~21:00・火木 9:00~17:00（年末年始を除く。）

⑥三重県健康福祉部こども局こども未来室

こどもほっとダイヤル【0800-200-2555（フリーダイヤル）】

毎日 13:00~21:00（12 月 29 日から1月3日を除く）

⑦NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク

チャイルドラインMIE【0120-99-7777（フリーダイヤル）】

月曜日~土曜日 16:00~21:00（12 月 29 日から1月3日を除く）

⑧文部科学省

24 時間子供 SOS ダイヤル【0120-0-78310】

⑨法務局

子どもの人権110番【0120-007-110（フリーダイヤル）】

平日 8:30~17:15

【IP電話】059-224-3535（津地方法務局）

平日 8:30~17:15

★ 人権相談窓口（SOS-eメール）（24時間受付）

【メール】<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

（1） 日常的な取り組み

① 教職員が日常的に児童との対話や観察、連絡帳等を介して、児童の変化やサインを逃すことのないように努めていきます。そのため、日記、作文、朝・帰りの会、班ノートなどを活用しています。

② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営に努めます。

③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行います。

（2） 児童に、毎学期に1回以上の「いじめ調査」と面談等を実施し、いじめの状況を把握します。

（3） 3年生以上の児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握します。

（4） 教育相談を実施しています。

「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握します。

（5） スクールカウンセラー、心の相談員とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。

（6） 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依

頼します。

(7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。

① 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。

② 児童や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施します。

4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、緊急性の高い事案については速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。

(2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。

(3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。

(4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。

(5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。

(6) 教育委員会に第一報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。

(7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

(1) 構成員は、管理職、各学年代表、生活指導部長、教育相談担当者、養護教諭、心の相談員、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校づくり協力者会議又は学校運営協議会委員の委員会への参加を依頼します。

(2) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。

(3) いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童生徒及び保護者、教育委員会に報告します。

(4) 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

(1) P T A及び学校づくり協力者会議と協働します。

(2) 事案により、あさひ園、朝日中学校と連携し、情報共有を行います。

(3) 主任児童委員、民生児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会等と連携します。

(4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) 三重県いじめ防止条例（第8条）にあるように、どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを傍観しないよう、児童に対し、自らを大切に思うと気持ちや他者を思いやる心を育む指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組みます。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報します。

2 児童として

- (1) 三重県いじめ防止条例（第10条）にあるように、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し互いを尊重する。そして自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めます。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めます。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター（四日市南警察署内）
- (3) 四日市北警察署朝日交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 朝日町小中学校 P T A
- (3) 津地方法務局 四日市支局 等

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、学校いじめ防止対策委員会で調査及び検討をします。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。